

情報公開審査会（第59回）会議議事録

- 1 日 時 令和7年5月9日（金）
午後1時50分から午後3時30分まで
- 2 場 所 前橋市役所本庁舎11階北会議室
- 3 出席者 情報公開審査会 小磯会長 小林委員 西村委員 長谷川委員 後藤委員
事務局 信澤参事 赤尾係長 山本副主幹 池田主任
説明者 大友課長 高橋副参事 杵三副主幹（文化スポーツ観光部文化国際課）
高瀬課長 高橋課長補佐 大島主任（未来創造部政策推進課）
高橋課長 竹内副参事 山田副主幹（教育委員会事務局総務課）

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議・報告事項

ア 会長の選出

イ 令和6年度情報公開の実施状況について

ウ 審査請求に係る諮問について

(3) その他

(4) 閉会

5 審議・報告事項について

(1) 会長の選出等

委員の互選により、会長に小磯委員が選出され、会長が、会長の職務を代理する者に長谷川委員を指名した。

また、会長が、議事録署名人に西村委員を指名した。

(2) 令和6年度情報公開の実施状況について

○報告

信澤参事から、令和6年度における情報公開の実施状況について報告があった。

ア 情報公開の請求等の件数について、公開の請求は291件、公開の申出は59件、合計で350件であった。情報公開の請求等に対する処理状況について、公開は121件、部分公開は191件、非公開は23件、処理中は2件、取下げは13件であった。

イ 公開の請求に対して部分公開とした140件の理由について、次のとおり説明があった。

- (ア) 第6条第2号の個人情報に該当する部分を非公開としたもの 95件
- (イ) 同条第3号の法人情報に該当する部分を非公開としたもの 15件
- (ウ) 同条第5号の事務事業執行情報に該当する部分を非公開としたもの 3件
- (エ) 同条第6号の国等協力情報に該当する部分を非公開としたもの 2件
- (オ) 同条第7号の公共の安全情報に該当する部分を非公開としたもの 81件
- (カ) 同条第8号の任意提供情報に該当する部分を非公開としたもの 2件
- (キ) 同条請求に係る行政情報が不存在のもの 25件

ウ 公開の請求に対して非公開とした22件の理由について、次のとおり説明があった。

- (ア) 第6条第1号の法令秘情報に該当するもの 1件
- (イ) 同条第2号の個人情報に該当するもの 1件
- (ウ) 第7条の3の行政情報の存否に関する情報に該当するもの 2件
- (エ) 第18条の適用除外の行政情報に該当するもの 2件

エ 公開の請求に対して、請求に係る行政情報の不存在を理由として非公開としたものは16件であった。

オ 令和6年度の請求等の件数は350件であり、令和5年度と比較すると、38件増加している。これは、防火対象物に対する図面や建築計画概要書などの請求件数が増えたことが主な要因と考えている。

カ 令和6年度における実施機関の決定に対する審査請求は、3件であった。

キ 「情報提供」とは、前橋市情報公開条例の趣旨を踏まえ、情報公開を推進するため、これまで公開請求の手續によらなければ公開しなかった行政情報を、情報提供の申込みがあれば、提供を行うことに変更したものをいう。情報提供の対象としている行政情報は、保健所が保有する施設の開設許可、届出又は登録に関する台帳情報及び市の発注する公共工事等の設計書である。令和6年度の情報提供の件数は、381件であった。

ク 令和6年度の情報公開審査会の開催は2回であった。

○質疑・応答

(小磯会長)

事務局の説明に対し、意見・質問はあるか。

《特になし》

(3) 審査請求に係る諮問（前橋市諮問第38号）について

(非公開)

(4) 審査請求に係る諮問（前橋市教育委員会諮問第3号）について
（非公開）

(5) その他

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から
了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認して
いただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られ
たら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

6 閉会 午後3時30分

